

公益社団法人北海道社会福祉士会 広告物の取扱い料金に関する細則

細則第 9 号

2008 年 9 月 6 日制定

(目的)

第 1 条 この細則は、公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「本会」という。）広告掲載に関する規程（規程第 1 号）第 6 条に基づき、同封する広告媒体の取扱料金について基本的事項を定めることを目的とする。

(機関紙の発行)

第 2 条 機関紙は原則として、偶数月に発行する。

(1) 関紙の送付先は、本会会員・都道府県社会福祉士会・道内関連機関とする。

(2) 同封する広告物数は都度、本会事務局に確認する。

(3) 発行月の前月末日までに本会事務局に納品する。

(ホームページへの掲載)

第 3 条 バナー広告の掲載は、本会ホームページのトップページとする。

2 掲載に係る提出は、掲載を希望する前月の 20 日（土日・祝日の場合は、その次の平日）までに広告画像データを Eメールで送信、もしくは電磁的記録媒体に保存して本会事務局まで提出するものとする。

(取扱料金)

第 4 条 同封する広告物の取扱料金は下記のとおりとする。

	A 4 サイズ 1 枚	A 3 サイズ 1 枚	A 4 サイズ 2 枚以降	A 3 サイズ 2 枚以降
正会員 賛助会員	5 円	7 円	1 枚あたり 2 円を加算	1 枚あたり 4 円を加算
その他	10 円	12 円	1 枚あたり 2 円を加算	1 枚あたり 4 円を加算

注) A 3 サイズは 2 つ折で納品のこと。2 つ折りが必要な場合は 1 枚につき 2 円追加手数料とする。

2 バナー広告料は、次のとおりとする。

(1) バナーサイズ 120px×60px (標準)

(2) 掲載する個数 最大 20 程度 (先着順とする)

(3) 金額 月額 2,500 円とし、日割計算はしない。

(4) 期間 1 ヶ月単にとする。

(請求)

第 5 条 毎月末に請求書を発行する。

附 則

1 この細則は、2008 年 9 月 6 日から施行する。

2 この細則は、2010 年 1 月 30 日改正施行する。

3 この細則は、2013 年 7 月 20 日から施行する。なお、改正後の規定は、2013 年 4 月 1 日から適用する。